京都市環境保全活動センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第101号

京都市環境保全活動センター条例施行規則の一部を改正する規則京都市環境保全活動センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「使用の」を「利用の」 に改め、「京都市環境保全活動センター使用許可申請書(別記様式)に」を削り、「「指 定管理者」という。)」の右に「が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者」を加え る。

第2条第1号中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に改め、 同条第2号中「使用日」を「利用日」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に改める。

第4条の見出しを「(付属設備の利用に係る料金の上限額)」に改め、同条中「使用料」を「利用に係る料金の上限額」に改める。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用料」を「京都市環境保全活動センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第3号中「使用日」を「利用日」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「1,600」を「1,670」 に、

Γ			-
	カセットテープデッキ	730	
	C D プ レ ー ヤ ー	730	
	スライドプロジェクター	1, 300	
	オーバーヘッドプロジェクター	1, 300	<i>*</i> .
	オーバーヘッドカメラ	1, 500	~

<u> </u>							
ビ	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	オフ	° □	ジェ	ク	タ	<u> </u>
ビ	デ	オ	テー	- プ	デ	ツ	キ
レ	ーザ	ーディ	スク・	· DVD	プレ	/-+	7 —

Γ

スライドプロジェクター		1, 360	
オーバーヘッドプロジェクター		1, 360	
オーバーヘッドカメラ	1 台	1, 570	13
ビデオプロジェクター		1, 360	
レーザーディスク・DVDプレーヤー		1, 250	

改め、同表備考中「使用料の額」を「利用料金の上限額」に、「使用時間」を「利用時間」 に改める。

別記様式を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項及び附則第3項の規定 この規則の公布の日
 - (2) 別表備考以外の部分の改定規定(「使用料」を「利用料金」に改める部分を除く。) 及び附則第4項の規定 平成31年10月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成33年4月1日 (準備行為)
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の京都市環境保全活動センター条例施行規則 (附則第4項において「改正後の規則」という。)の規定による付属設備の使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の京都市環境保全活動センター条例施行 規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244 条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、

同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。 (適用区分)

4 改正後の規則の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る 使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 (環境政策局地球温暖化対策室)